

長野地方家庭裁判所佐久支部の充実を求める活動

第1 裁判所佐久支部の主な問題点

- ① 県内支部で唯一家裁調査官が常駐していない
- ② 県内支部で唯一少年事件の取扱いがない
- ③ 県内支部で唯一エレベーターがないなど庁舎の問題もある

1 ①調査官非常駐問題について

(1) 佐久支部の管内人口と家事事件数は、下記のとおり、いずれも長野県内6支部の中で3番目に多いが、家庭裁判所調査官が県内支部で唯一常駐していない。

＜長野本庁・支部別の管内人口、家事新受事件数、常駐調査官数（H25～R1）＞

	管内人口 (H26.3.1)	件数 (H25)	件数 (H26)	件数 (H27)	件数 (H28)	件数 (H29)	件数 (H30)	件数 (R1)	7年間 合計数	常駐調 査官数
本庁	560,624人	3,302	3,190	3,592	3,613	3,659	3,994	3,882	25,232	6名
松本	518,600人	3,623	3,471	4,038	3,893	4,017	3,992	4,466	27,500	4名
上田	274,248人	1,893	1,744	1,944	1,971	2,133	2,352	2,425	14,462	5名
佐久	<u>210,035</u> 人	<u>1,485</u>	<u>1,338</u>	<u>1,523</u>	<u>1,709</u>	<u>1,599</u>	<u>1,570</u>	<u>1,703</u>	<u>10,927</u>	<u>0</u> 名
諏訪	200,011人	1,179	1,178	1,332	1,388	1,310	1,290	1,460	9,137	1名
伊那	185,872人	1,157	1,089	1,081	1,417	1,572	1,628	1,509	9,453	2名
飯田	164,892人	1,186	1,145	1,320	1,272	1,437	1,438	1,292	9,090	2名

(平成25年から同28年までの新受事件数は日本弁護士連合会の資料開示依頼に対する最高裁判所の回答による。平成29年以降の新受事件数は長野県弁護士会からの要望に対する長野家裁からの回答による(次頁の表も同じ)。)

平成25年1月施行「家事事件手続法」

平成28年5月施行「成年後見制度利用促進法」

平成30年4月施行「改正児童福祉法」

家庭裁判所調査官の
活用が、従前にも増
して求められている

(2) 特に令和に入ってから数年間の佐久支部管内の社会状況として、総務省の住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、令和2年には佐久支部管内の軽井沢町が全国の町村で最も多い595人の人口社会増を記録している。また、長野県の毎月人口移動調査に基づく年間人口増減によると令和3年には佐久支部管内の御代田町が長野県内で最多の167人の純人口増加（社会増252人）を記録するとともに、佐久市も県内で最多の人口社会増306名を記録した。なお、直近に公表された令和6年の年間人口増減においては、佐久支部管内は11市町村のうち8市町村が人口社会増を記録し、管内全体では1303人の人口社会増を記録している。令和4年の人口社会増1267人、令和5年の人口社会増1169人から更に良好な数値を示しており、県内は勿論、全国的に見ても特筆すべき人口動態といえる。

加えて、近年では約21.4haに及ぶ佐久平駅南土地区画整理事業における公共施設工事・造成工事が完成し、北信越地方最大のホームセンターやショッピングモール等が建設され、今後更に、大型マンション等も建設予定であり、**佐久平駅周辺の更なる人口増加と、人流の大幅増大も確実な状況**である。令和3年度の北陸新幹線各駅あたりの1日平均乗降客数を見ても、上田支部管内の上田駅2856人に対し、佐久支部管内の佐久平駅は3554人であり既に上田地域を凌駕している状況である（同5128人の軽井沢駅も佐久支部管内）。

<長野本庁・支部別の管内人口、家事新受事件及び調停数、常駐調査官数（R1～R5）>

	管内人口 (R5.1.1)	件数（調停） 【R1】	件数（調停） 【R2】	件数（調停） 【R3】	件数（調停） 【R4】	件数（調停） 【R5】
長野本庁	532,766人	3,882(497)	3,987(435)	4,379(498)	4,290(485)	4,550(552)
松本支部	499,253人	4,466(546)	4,688(566)	5,057(554)	4,368(480)	4,573(513)
上田支部	262,657人	2,425(271)	2,559(274)	2,483(287)	2,494(249)	2,775(248)
佐久支部	<u>202,637</u> 人	<u>1,703(206)</u>	<u>1,781(212)</u>	<u>2,072(234)</u>	<u>2,090(191)</u>	<u>2,169 (240)</u>
諏訪支部	190,277人	1,460(205)	1,519(180)	1,528(155)	1,499(177)	1,571 (189)
伊那支部	177,169人	1,509(167)	1,737(163)	1,671(149)	1,767(146)	2,112 (178)

飯田支部	151,441人	1,292(164)	1,398(150)	1,319(139)	1,260(131)	1,337(169)
------	----------	------------	------------	------------	------------	------------

(3) また、特に子ども達を取り巻く環境を見ると、佐久市では、平成27年に佐久支部庁舎最寄りの児童数1000人を超えるマンモス校であった岩村田小学校を二分して佐久平浅間小学校を分離新設したが、同校は開校時の約500名から児童数が増え続け、ここ数年は開校時の1.5倍を超える約800名を推移している。一方で、岩村田小学校も児童数約500名を保っている状況である。令和4年度は、佐久平浅間小学校の増設工事まで行い現在の26学級に対して最大で30学級まで設置可能な体制を整えたが、それでも佐久平駅周辺地域に移り住む児童の増加予測からすると許容児童数を超えることが予想されている。

このように、佐久支部庁舎周辺地域の児童人口の更なる増加は確実視され、佐久支部管内は、**今後も、親権を争う家事事件や児童虐待関連事件が継続的に発生する可能性が高い地域**といえる。

(4) 近年、児童虐待は増加の一途にあり、児童相談所による児童虐待相談対応数はここ10年急激な増加を続け、令和4年度(厚生労働省速報値)の児童虐待相談対応件数は過去最多の21万9170件を記録した。自分にどのような権利があるのかも知らないまま幼い子どもが命を落とす悲惨な虐待事件も後を絶たない。児童虐待根絶は国家的目標と言っても過言ではなく、国民の悲願とも言える。

佐久児童相談所における児童虐待相談数は平成23年度に100件を超え令和元年度の統計では400件を超え、令和5年には425件となっている。児童虐待根絶のために家裁調査官と佐久児童相談所職員とが日常的に速やかに連携できる体制整備は、従前からの佐久児童相談所の切実な要望となっている。長野「県」も、佐久広域連合も、佐久支部管内の全ての自治体も、佐久支部への家裁調査官常駐を再三にわたり求めている。

<佐久児童相談所の令和5年までの児童虐待相談件数> (長野県統計)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
97	118	114	179	248	283	325	289	268	412	394	386	390	425

政府は、平成30年12月に4年間（令和元年度～令和4年度）で児童福祉司を2020人、児童心理司を790人増員することを目標としこれを1年前倒しで実現し、令和4年度には追加で児童福祉司を505人、児童心理司を198人増員しただけでなく、令和4年12月には、令和5年度からの4年間で更に児童福祉司1070人、児童心理司950人を増員する方針を打ち出している。児童福祉士は2024年度には6850人程度に、児童心理士は2026年までに3300人程度にまで増員される見通しである。また、令和5年4月には子ども家庭庁を創設し、様々な子どもの問題に国が一丸となって取り組むことを表明している。

他方で、裁判所における児童福祉の専門的知見を有する家裁調査官の定員状況は、平成21年に全国で5名の増員がなされて1596名になって以降10年以上にわたり全く増員がなされず、ようやく令和4年度になって全国で2名の調査官の増員がなされるにとどまっている。佐久支部に至っては、**地域からの切実な要望を続けても未だ1名の家裁調査官常駐すら叶わない状況**である。

前述した佐久地域の社会事情に鑑みても、一刻も早く、佐久支部にも家庭裁判所調査官を常駐させる必要がある。

2 ②少年事件非取扱い問題について

佐久支部は県内支部で唯一少年事件が取り扱われていない。佐久支部管内で発生した事件でありながら上田支部での手続対応を強いられており、住民の負担になっているばかりか、本来あるべき少年の居住地域内における更生促進のための環境整備が困難になっている。裁判所からは「少年事件を取扱う支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、(i)事件数、(ii)交通機関の便、(iii)押送を含む身柄付送致事件の処理態勢、(iv)少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離などを総合的に勘案して各家裁が定めているところであるが、長野家裁ではこのような諸事情を勘案し佐久支部では少年事件を取り扱わないものとし、佐久支部の少年

事件は上田支部が取り扱うものと定めている。」との紋切型回答が続いている。

(1) (i) 事件数について

<長野本庁・支部別少年新受事件数 (H25～H30) >

	人口 (H26 時点)	件数 H25	件数 H26	件数 H27	件数 H28	件数 H29	件数 H30	6年間 事件数
本庁	560,624 人	468	402	329	193	160	188	1,740
松本	518,600 人	352	360	271	208	216	221	1,628
<u>上田</u>	<u>274,248 人</u>	<u>435</u>	<u>369</u>	<u>259</u>	<u>208</u>	<u>209</u>	<u>193</u>	<u>1,673</u>
<u>佐久</u>	<u>210,035 人</u>							
諏訪	200,011 人	175	129	105	95	76	77	657
伊那	185,872 人	98	62	77	70	61	50	418
飯田	164,892 人	85	102	75	79	64	59	464
合計	2,114,282 人	1,613	1,424	1,116	853	786	788	6,580

(平成25年から同28年までの事件数は日本弁護士連合会の資料開示依頼に対する最高裁判所の回答。平成29年以降は長野県弁護士会からの要望に対する長野家裁からの回答による。)

<長野本庁・支部別少年新受事件数 (R1～R5) >

	管内人口 (R5.1.1)	件数 R1	件数 R2	件数 R3	件数 R4	件数 R5	5年間 事件数
長野本庁	532,766 人	173	118	99	104	113	607
松本支部	499,253 人	156	128	155	92	158	689
<u>上田支部</u>	<u>262,657 人</u>	<u>145</u>	<u>97</u>	<u>80</u>	<u>83</u>	<u>80</u>	<u>485</u>
<u>佐久支部</u>	<u>202,637 人</u>						
諏訪支部	190,277 人	56	55	40	29	40	220
伊那支部	177,169 人	34	26	24	26	22	132
飯田支部	151,441 人	32	32	26	37	32	159
合計	2,016,200 人	596	456	424	371	445	2,292

上田支部の少年事件は、人口当たりの発生率としては本庁とほぼ匹敵しており、佐

久支部の事件が相当数含まれているからに他ならない。

(2) (ii) 交通機関の便

上田支部に赴くには、南佐久地域からは鉄道にせよ自動車にせよ1時間半～2時間もの時間を要する。少年の保護者等の中には、経済的に余裕のない方も少なくなく、「手続のために上田支部に赴かなければならない」「少年との面会のために長野市の少年鑑別所に赴かなければならない」と聞くと、その距離と時間だけで協力してくれない人もいる。

一般的に考えても、協力したくても、平日の昼間に遠方まで赴く対応をとることができないということは多々あること。

少年事件に保護者等が身近で関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を困難にする事情のひとつとなっている。

佐久支部管内で発生した少年事件でありながら…

→関係者は上田支部における手続への対応を強いられる。

→また、少年鑑別所も長野市にしかない。

⇒ 本来あるべき少年の居住地域内における更生促進のための環境整備が困難になりがち。

(3) (iii) 押送を含む身柄付送致事件の処理態勢

この点について、長野地方裁判所佐久支部では通常刑事事件を取り扱っており、佐久支部において少年事件を取り扱うことになったとしても、特段問題が生ずると思えない。

(4) (iv) 少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離

まず、少年鑑別所及び保護観察所は長野県内には長野市にしか存在せず、それ自体も改善すべき問題ではあるが、現状において、佐久支部よりも明らかに遠方である複数の県内他支部においても少年事件を取り扱っていることからすれば、佐久支部が少年鑑別所や保護観察所から遠方であることが少年事件を取り扱わない理由にはならない。むしろ、重要な関係機関である児童相談所に関していえば、上田支部管内には存在せずに佐久市内に存在しており、佐久支部が少年事件を取り扱うことで、少年の更生にあたって、裁判所と児童相談所との間で非常に有意義な連携関係を築くことが期待できる。

(5) 以上のとおり、裁判所が掲げる上記諸要素を具体的に検討しても、佐久支部において少年事件を取り扱わない理由は全くない。

少年やその保護者・家族らが、居住地内において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはなく、佐久支部においても、早急に少年事件の取扱いがなされなければならない。

本来、少年が更生するための環境調整については、**少年の家族**や**学校関係者**、**裁判官**、**調査官**、**弁護士**、**保護司**等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促すのが日本の良き伝統。身近な支部内で少年審判を取り扱ってこそ、少年にとってよりよい更生のための環境を整えることが可能となる。

3 ③裁判所庁舎の問題について

①試行面会施設がない、②エレベーターがない、③調停室・待合室の防音設備が悪い、④防寒対策が不十分、⑤少年審判廷・同行室がない、⑥接見室がない、⑦調停室が同フロアに集中し対立の激しい当事者の対応困難などの問題があったが、本協議会の活動により令和3年度に大規模改修工事が行われた。



2階

法廷1、調停室4、待合室2、弁護士控室1、会議室、裁判官室、執行官室、トイレ等、R3新設→接見室

1階

ラウンド法廷1、書記官室、勾留質問室、トイレ等
R3新設→調停室2（兼用試行面会施設）、待合室2

※長野地家裁・佐久簡裁庁舎（昭和49年築2階建て）

※長野地方法務局佐久支局も2階建てだが、エレベーターが後付け設置されている。

(1) 令和3年度の大改修により改善された点（要望活動の成果）

※ 裁判所からの説明では、今回の改修工事計画自体が、当協議会等の改善要望活動の影響を受けたものであると明言された。

① **試行面会施設がない** → ○大きく改善された

○ 最新のビデオリンク方式により兼用ではあるが試行面会施設が施設された ⇒ 従前、親子の試行面会のために学校を休ませるなどして上田支部まで赴かなければならない状態が続いていたが、試行面会のために上田支部まで行かなければならないという事態について完全に解消され、明らかに佐久地域住民の利益に繋がった。

令和5年1月に開催された第一審強化方策長野地方協議会において、裁判所からも、家裁調査官の話として「これまで子どもさんに上田支部まで来ていただいて、そこで試行面会をやっていたものですから、そういった面では使いやすくなった」「子どもを呼びやすくなった、あるいは学校を早引きしてもらってわざわざ来ていただかなくてもよくなった」「調査をし易くなった」という感想が示された。

② **エレベーターがない** → ▲問題あり

○ 1階に調停室・待合室が2室ずつ新設されたため、調停事件については1階でも参加できるようになった。

△訴訟手続については、刑事公判手続をも1階ラウンドテーブル法廷で行うなど、1階の事件関係室を充実させる【令和3年6月24日付裁判所回答】。

(ラウンドテーブル法廷による代用には、保安警備上の問題、裁判の格式や被告人の感銘力の問題等あり。また、裁判所職員や調停委員等の職場環境としての問題は依然残る。)

③ **調停室・待合室の防音設備が悪い** → ○相当程度改善された

○ 調停室と待合室の配置の見直し等により防音機能は増すこととなった。

(ただし、窓開口時の防音問題や待合室ドアの防音問題は残る。)

④ **防寒対策が不十分** → ○ある程度は改善された

○ 1階に冷暖房完備の待合室が新設されたため一定の防寒対策にはなる。

(ただし、暖房設備を使用できない時期における防寒問題が残る→暖房設備
を使える期間を前後1ヶ月伸ばせばかなり解消するのだが。)

⑤ **少年審判廷・同行室がない** →△問題はあるものの進展あり

△1階の事件関係室を充実させる【令和3年6月24日付裁判所回答】

△1階のラウンドテーブル法廷は、少年審判にも利用可能【令和3年3月10日
長野県弁護士会への長野地家裁説明】

(少年事件専用の同行室等があるわけではなく問題は残るが、刑事公判手続
と異なり、少年法22条は「審判は、懇切を旨として、和やかに行う」と
定めているため、ラウンドテーブル法廷の活用は十分あり得る。)

⑥ **接見室がない** →○改善された

○接見室が新設された

(もともと、2階に設置されたためバリアフリーの問題は残る。)

⑦ **調停室が同フロアに集中し対立の激しい当事者の対応困難** →○改善された

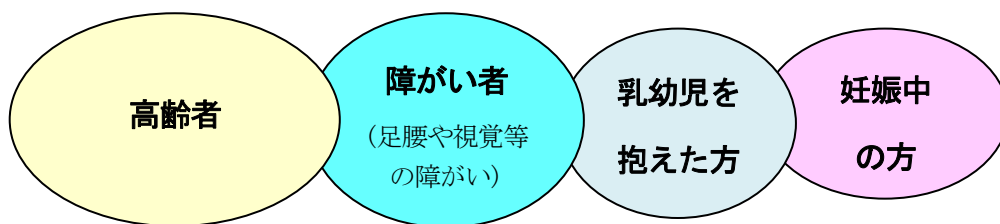
○1階に調停室・待合室が新設され、当事者の近接を避ける対応ができる。

(ただし、出入口が一つであるためニアミスの問題は残る。)

(2) 残された問題 (特に大きなもの)

② **エレベーターがない**

庁舎1階ロビーには案内係もおらず、普段階段の昇降を避けている方でも、



『人生の一大事で裁判所に来た』という意識も相俟って、無理して階段を昇降し
てしまい、いつ事故が起こってもおかしくない状況にある。また、過去には、裁
判所2階で急病者が出た際に、階段が狭くストレッチャーの搬入ができず、階段
の勾配のために担架の使用すらもできなかったという事例も報告されている。

→今後の方針

裁判所に対して、佐久地域の社会事情の変化、佐久支部における試行面会の運用状況も含めた各種事件動向、ラウンドテーブル法廷を用いての刑事公判手続の問題点等々について、具体的かつ詳細な検証を求め、近い将来に改めて、佐久地域の社会事情に相応しい充実した人的物的体制を備えた庁舎の新築を求める。また、必ずしも新築でなくとも、大法廷・少年審判廷・調査官室等を備えた別棟の増築による機能改善という方向性もあり得る（エレベーター付きの別棟を増築し、現庁舎2階部分と渡り廊下で結ぶ方法等）。

大改修後にすぐに建替え要望はし難くなってしまったことから、しばらくは調査官の常駐や正検事の配置といった人的体制の周辺環境も整えることで佐久支部の機能を拡充し、その上で、機能に見合った庁舎への建替え等を促す。

(3) 小括

協議会発足後3年で一定の具体的な活動成果を得られたことは、非常に大きな意味を持つといえる。従前の協議会活動も勿論であるが、改修計画発表後も積極的な活動を繰り広げたことで、最高裁と直接交渉できる機会に繋がり、試行面会施設設置等の大きな改善を獲得できたことは、佐久地域の住民の大きな利益に直接繋がったといえる。それ以外にも、上記のとおり、実質的な成果は複数に及ぶ。

一気呵成に全ての問題を解決するまでには至らなかったものの、今回の獲得成果を大きなステップとし、近い将来に、更なる人的物的機能的基盤の充実を果たし、佐久地域の社会事情に相応しい司法体制を確立したい。

第2 活動の経緯（概略）

- 平成24年6月23日 長野県弁護士会定期総会にて「**地域司法の充実を求める総会決議**」を全会一致で採択。決議の趣旨のひとつとして、「長野家庭裁判所佐久支部に家庭裁判所調査官を常駐させた上、少年事件の取扱いを可能とすること。」を盛り込む。
- 平成25年1月25日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成25年7月13日 弁護士会支部サミット in 松本、第2回準備会（佐久市開催）において佐久支部の問題についても紹介。
- 平成26年9月13日 長野県弁護士会会長による「**司法予算の大幅増額を求める会長声明**」
- 平成27年1月30日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成27年7月30日 長野県調停連合会にて問題提起と裁判所への要請の要望。
- 平成28年1月29日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成28年12月6日 **法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。**
- 平成29年1月27日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成29年9月29日 **佐久広域連合（管内11市長村で構成）議会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」を可決し、衆参両議院・内閣総理大臣・最高裁長官に提出。**
- 平成29年11月25日 **長野県弁護士会臨時総会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める総会決議」を全会一致で採択。**
- 平成29年12月4日 長野県弁護士会と**長野県議会議員との懇談会開催**（弁政連長野県支部の仲介による）。
- 平成29年12月5日 臨時総会決議について記者会見。同日NHK等にて報道。
- 平成29年12月5日 **法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。**
- 平成29年12月6日 信濃毎日新聞等において、臨時総会決議の記事掲載。
- 平成29年12月9日 朝日新聞において、佐久支部問題の記事掲載。
- 平成29年12月22日 **佐久市議会において「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」を採択。同年12月議会において、小諸市、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久穂町、小海町、北相木村、南相木村各議会においても、同様の意見書が次々と採択される。**
- 平成30年1月26日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成30年2月13日 佐久広域連合正副連合長会議において、県議会への請願を協議、承認。
- 平成30年2月19日 佐久広域連合長及び広域連合議会議長を請願者として、管内選出の県議会議員6名全員の紹介を得て、県議会へ請願。
- 平成30年2月25日 片山さつき参議院議員（自民党政務調査会長代理）に陳情。
- 平成30年3月2日 **長野県議会「裁判所支部機能の充実を求める意見書」の採択を可決。**
- 平成30年3月14日 **長野県議会「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書」採択**

平成30年3月18日

裁判所佐久支部の充実を求める協議会～日弁連地域司法キャラバン in 佐久～開催。



平成30年3月19日

信濃毎日新聞等において前記協議会の記事掲載。

平成30年3月20日

井出庸生衆議院議員が最高裁に要望。

平成30年3月27日

佐久CATVにおいて、翌28日にかけて、前記協議会の模様について12回にわたり放送。

平成30年4月8日

佐久広域連合長から恒常的な協議会設置準備の打診。

平成30年4月23日 **裁判所佐久支部の充実を求める協議会設立に係る第1回発起人会開催**（発起人4名：柳田清二佐久広域連合長、高橋良衛佐久広域連合議長、小山仁志県議、弁護士大井）。協議会の名称、活動方針の概要等について検討。

平成30年5月30日

裁判所佐久支部の充実を求める協議会設立に係る第2回発起人会開催。協議会設立趣旨、協議会の構成、規約等について検討。

平成30年6月22日

裁判所佐久支部の充実を求める協議会発起人会、**参議院議員会館に赴き、佐久支部問題について、片山さつき自民党政調会長代理に相談し、助言を得る。**



同日、参議院議員会館において、吉田博美自民党参議院幹事長（弾劾裁判所裁判長）に相談し、助言を得る。

- 平成30年7月24日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会設立に係る第3回発起人会開催。協議会事業計画、予算編成、設立総会の段取り等について検討。
- 平成30年9月1日 **「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」設立総会**
- 平成30年9月18日 **裁判所佐久支部の充実を求める協議会による長野地方・家庭裁判所上田支部庁舎及び同佐久支部庁舎の視察。**
- 平成30年10月5日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会から長野家庭裁判所に対して、質問状送付。
- 平成30年12月4日 **法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。**
- 平成31年1月26日 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 平成31年1月11日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会から長野家庭裁判所への質問状に対する回答。
- 平成31年2月12日 佐久市内において、関弁連地域司法充実推進委員会と、長野県弁護士会佐久在任会及び裁判所佐久支部の充実を求める協議会との意見交換会。
- 平成31年2月13日 信濃毎日新聞等において上記協議会の記事掲載。
- 平成31年2月22日 日本弁護士政治連盟千葉県支部・長野県支部交流会において、佐久支部問題について経過説明。
- 平成31年2月25日 **最高裁判所への要望。**
 要望書宛名： 最高裁判所長官 大谷直人 殿
 対応者： 最高裁判所事務総局総務局第一課長 平城文啓様



- 平成31年2月25日 **財務省への要望。**
 要望書宛名： 財務省主計局長 太田充 殿
 対応者： 財務省主計局担当主計官 斎須朋之様



令和元年6月3日

令和2年度国の施策並びに予算に対する提案・要望において、長野県から厚生労働大臣に対して、佐久支部への調査官常駐を要望。

令和元年6月6日

「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」第2回定期総会

令和元年6月7日

信濃毎日新聞、上記総会にて承認された事業計画について報道。

令和元年7月31日

最高裁判所へ2回目の要望。

要望書宛名： 最高裁判所長官 大谷直人 殿

対応者：最高裁判所事務総局総務局第一課長 平城文啓様



令和元年7月31日

財務省へ2回目の要望。

要望書宛名： 主計局長 太田充 殿

対応者：主計局主計官 渡邊和紀



令和元年9月12日

長野県知事へ要望。

県の協力を取り付ける。



令和元年12月3日

法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。

令和2年1月

第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。

令和2年度 新型コロナウイルス蔓延下における

「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」活動

- 令和2年6月 「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」第3回定期総会
新型コロナウイルス禍のため、規約に基づき書面決議による開催
- 令和2年9月4日 エフエム佐久平にて、住民向けラジオ番組「裁判所佐久支部の充実に向けて」放送開始（令和2年9月～令和3年3月末まで合計30回）
【毎週金曜日18:00～18:10】
- 第1回 裁判所佐久支部の問題点と改善要望活動の紹介
【柳田清二佐久広域連合長・大井基弘弁護士】
- 第2回 地元自治体議会における議論と意見書の採択
【小山仁志県議・大井岳夫県議】
- 第3回 高齢者福祉の観点からみた佐久支部問題の重大性
【金川洋社会福祉士・遠山雅子司法書士】
- 第4回 児童福祉・少年更生保護の観点からみた佐久支部問題の重大性
【山室京子佐久児童相談所長・牛澤広幸副参事】
- 第5回 日常的な利用者の目線からみた佐久支部問題の重大性
【森泉邦夫弁護士・町田清弁護士】
- 令和2年11月9日 **最高裁・財務省・法務省に要望書提出。**
※ 新型コロナウイルス禍のため、東京に赴いての要望活動については控え、例年より詳細な要望書（15頁に及ぶもの）を提出。
- 令和2年12月1日 **法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。**
- 令和2年12月20日 **佐久ケーブルテレビにて報道特別番組「裁判所佐久支部の充実を求めて」
令和2年12月20日放送開始
YouTubeでも公開**
<https://www.youtube.com/user/sakukouiki>
佐久広域連合のHPのバナーからも
<http://www.areasaku.or.jp/>
- 令和3年1月 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。

令和3年度長野地家裁佐久支部庁舎大改修計画に関する経過

令和3年3月8日	大規模改修について長野県弁護士会佐久在住会に対する説明会
令和3年3月10日	大規模改修について長野県弁護士に対する説明会
令和3年3月11日	大規模改修について佐久調停協会に対する説明会
令和3年3月13日	長野県弁護士会常議員会にて、エレベーターの新設と試行面会室の新設を 求める要望書の提出を承認
令和3年3月15日	最高裁長官・東京高裁長官・長野地家裁所長に上記要望書を提出
令和3年3月17日	裁判所佐久支部の充実を求める協議会への説明会
令和3年3月19日	裁判所佐久支部の充実を求める協議会臨時会開催 →最高裁長官・東京高裁長官・長野地家裁所長に対する要望書提出を採択
令和3年3月19日	裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和3年度長野地方・家庭裁判所 佐久支部改修工事において、試行面会施設の設置及びエレベーターの設置 等を求める要望書」提出
令和3年3月29日	①佐久広域連合議会定例会「令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久支部改 修工事において、試行面会施設の設置及びエレベーターの設置等を求める 意見書」採択 ②同議会定例会「令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久支部改修工事にお いて、試行面会施設の設置及びエレベーターの設置等を求める決議」可決 ③佐久広域連合議会として要望書を提出することを承認（最高裁長官・東 京高裁長官・長野地家裁の各長宛） ④正副連合長会議において、佐久広域連合として要望書を提出することを 承認（最高裁長官・東京高裁長官・長野地家裁の各長宛）
令和3年3月30日	佐久広域連合による要望書提出（長野地家裁本庁へ連合長持参）
令和3年3月30日	東京高裁から長野地裁会計課を介して要望に対する電話回答 「エレベーターの新設工事は行わない」「専用の試行面会施設を設置する ことはしない。兼用の試行面会施設の設置については引き続き検討する」

「入札公告は延期しない」

- 令和3年3月31日 東京高等裁判所による**入札公告**
即日、裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久支部庁舎改修計画に対する声明」発表
- 令和3年4月5日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会に対する最高裁判所事務総局からの説明会（於：衆議院第二議員会館1108号山口泰明議員事務室）
説明者：最高裁判所 事務総局経理局 総務課長・同課長補佐
同行者：最高裁判所事務総局総務局第一課国会係 2名
【説明要旨】（懇談時間：14時55分～16時10分）
・佐久支部のような2階建て庁舎の場合は、新設する場合にしかエレベーターは設置しない。佐久支部庁舎建替えについては、今後検討が必要と認識している。
・試行面会施設については、家事事件も増えているので、最新のビデオリンクを設置し施設兼用で設置することを前向きに検討している。
- 令和3年4月30日 **裁判所佐久支部の充実を求める協議会、最高裁に対し、質問書提出**
- 令和3年6月28日 上記質問書に対する裁判所からの**回答書（令和3年6月24日付け）**受領
- 令和3年7月8日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和3年度総会」開催
上記裁判所からの回答書に対する「意見書」採択。
- 令和3年8月11日 裁判所佐久支部庁舎改修工事についての説明会
長野地家裁を通して工事概要について説明（**試行面会室兼用設置を明言**）
- 令和3年10月 裁判所佐久支部1階に調停室兼**児童室（試行面会施設）**設置完了
- 令和3年12月 法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。
- 令和4年1月 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。

令和3年度長野地家裁佐久支部庁舎大改修後の活動

- 令和3年10月16日 上川陽子元法務大臣に長野地検佐久支部への正検事常駐を陳情
- 令和4年3月1日 法務省へ「長野県地方検察庁佐久支部において、正検事の配置を求める要望書」を提出
- 令和4年3月16日 法務省刑事局に対し、井出庸生衆議院議員同席のもと上記要望書に基づきオンラインで長野県地方検察庁佐久支部において、正検事の配置を求める要望
- 令和4年7月20日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和4年度総会」開催
- 令和4年12月 法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。
- 令和4年1月 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 令和5年3月14日 最高裁長官及び財務大臣に対し、「長野家庭裁判所佐久支部において、家庭裁判所調査官常駐を求める要望書」を提出
- 令和5年3月14日 法務大臣に対し、「長野地方検察庁佐久支部において、常駐の正検事配置を求める要望書」を提出
- 令和5年3月29日 裁判所佐久支部の改修後庁舎視察及び長野県弁護士会との懇談会
- 令和5年7月6日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和4年度総会」開催
- 令和5年10月5日 **人権擁護大会シンポジウムにおいて活動報告**
- 令和5年12月 法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。
- 令和6年1月 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 令和6年3月13日 財務省に赴き「長野家庭裁判所佐久支部において、家庭裁判所調査官常駐、少年審判の取扱い、及びエレベーターの設置を求める要望書」提出・懇談
- 要望先 財務省（宛名：財務大臣 鈴木 俊一）
- 対応者 財務省 主計局 主計官 佐久間 寛道
（司法・警察 経済産業 環境係担当）
- 財務省 主計局 司法・警察係 主査 小池 孝英



令和6年3月13日 法務省に赴き、「長野地方検察庁佐久支部において、常駐の正検事配置を
求める要望書」提出・懇談

要望先 法務省（宛名：法務大臣 小泉 龍司）

対応者 法務省 刑事局 総務課長 是木 誠、刑事局 局付 梶 美紗



令和6年3月13日 最高裁に赴き「長野家庭裁判所佐久支部において、家庭裁判所調査官常駐、
少年審判の取扱い、及びエレベーターの設置を求める要望書」提出・懇談

要望先 最高裁判所（宛名：最高裁判所長官 戸倉 三郎）

対応者 最高裁判所事務総局 総務局第一課長 判事 長田 雅之

最高裁判所事務総局 総務局 局付 畦地 英稔

最高裁判所事務総局 総務局 局付 長岡 慶



令和6年5月20日 裁判所佐久支部の充実を求める協議会「令和6年度総会」開催

裁判所の充実を求める地域連携懇談会 in 佐久開催

本年度中に全国組織として裁判所の充実を求める協議会連合会の設立を全
会一致で申し合わせる



- 令和6年7月26日 最高裁・財務省に対して「国の令和7年度予算編成に対して、長野家庭裁判所佐久支部における家庭裁判所調査官の常駐、少年審判の取扱い、及びエレベーターの設置を実現するための概算要求を行うことの要望書」提出
- 令和6年7月26日 法務省に対して「国の令和7年度予算編成に対して、長野地方検察庁佐久支部に常駐の正検事を配置するための概算要求を行うことの要望書」提出
- 令和6年7月 全国に向けて「裁判所の充実を求める協議会連合会（仮称）」への参加呼び掛け
- 令和6年12月 法曹連絡協議会にて議題提案し、東京高裁へ要望。
- 令和7年1月 第一審強化方策長野地方協議会にて議題提案し、要望。
- 令和7年3月4日 最高裁に赴き「長野家庭裁判所佐久支部において、家庭裁判所調査官常駐、少年審判の取扱い、及びエレベーターの設置を求める要望書」提出・懇談
- 令和7年3月4日 裁判所の充実を求める協議会連合会設立